

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出又は年金受給権者の現況報告の際の住民票の写しの添付を原則不要とする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の届出等について、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報等を利用できる場合には、当該届出等の際の住民票の写しの添付を不要とする。

ア 年金受給権者の死亡の届出

イ 年金受給権者の現況報告

(2) 次の申込み等については、現在住民票の写しの添付を一律不要としているが、県外に住所を有する心身障害者については、住民基本台帳ネットワークシステムで住所を確認ができないため、(1)と同様の取扱いに改める。

ア 加入の申込み

イ 脱退一時金の請求

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 入院時の食事療養に係る医療費の助成の廃止に伴い、規則で定めることとされた対象者の規定を削る。

(2) 特定疾病、ひとり親家庭及び小児のうち、16日以上入院をしたときの16日目以降の入院に係る一部負担金の額が0円となる者については、次の表の左欄に掲げる省令に規定する同表の右欄に掲げる認定証等の交付を受けた者又は当該認定証に記載された者とする。

省令	認定証等
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
健康保険法施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
国民健康保険法施行規則	標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証
船員保険法施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
国家公務員共済組合法施行規則	限度額適用・標準負担額減額認定証
地方公務員等共済組合法施行規程	限度額適用・標準負担額減額認定証
私立学校教職員共済法施行規則	限度額適用証

(3) 障害者の特別医療費助成制度の対象者の所得要件について、その所得の額から控除する額等を定める。

(4) 補助金の交付を受けた市町村長が提出する実績報告書の提出期限を、翌年度の4月30日（現行4月20日）とする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、医療保護入院等に係る精神保健指定医による診察の特例措置及び任意入院患者に関する病状報告制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の措置が設けられたことに伴いその届出等の様式を定める。

ア 医療保護入院等について、緊急その他やむを得ない理由があるときは、精神保健指定医の診察に代え、特定医師による診察に基づいて行うことができることとされた。

イ 知事は、一定の条件を満たす場合に精神科病院に対し任意入院患者に関する症状等について報告を求めることができることとされた。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。